

Q 1 : 貸付期間の5年満了後、貸付期間を延長して貸付する予定はありますか。

A 1 : 土地の利用方法に変更が無ければ、再度、一般競争入札（貸付公募）する予定です。

Q 2 : 借受人の費用負担で舗装した駐車場を、貸付期間満了後、舗装した部分を市へ寄附もしくは買取っていただくことは可能か。

A 2 : 貸付期間満了後は、原則、借受人の費用負担で貸付物件を原状に回復し、市の指定する期日までに返還しなければならないこととなります。ただし、市が原状のままでも問題ないと判断した場合は、買取はせずに原状のまま返還を受けることもあります。